

議案第 6 2 号

羽曳野市情報公開条例及び羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市情報公開条例及び羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市情報公開条例及び羽曳野市個人情報保護条例の一部を
改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市情報公開条例の一部改正)

第1条 羽曳野市情報公開条例(平成12年羽曳野市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(羽曳野市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 羽曳野市個人情報保護条例(平成12年羽曳野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 羽曳野市情報公開条例</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求に係る公文書に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人)の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略 以下省略</p>	<p>第 1 条関係 羽曳野市情報公開条例</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求に係る公文書に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人)の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略 以下省略</p>

第 2 条関係

羽曳野市個人情報保護条例

(個人情報の開示義務)

第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第 3 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号、第 8 号、次条第 2 項及び第 21 条第 1 項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる個人に関する記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの(次に掲げる情報を除く。)

ア・イ 省略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2)～(8) 省略

以下省略

第 2 条関係

羽曳野市個人情報保護条例

(個人情報の開示義務)

第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第 3 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号、第 8 号、次条第 2 項及び第 21 条第 1 項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる個人に関する記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの(次に掲げる情報を除く。)

ア・イ 省略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2)～(8) 省略

以下省略